

平成25年4月12日

平成25年度第1回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

平成25年度第1回教育委員会定例会会議録

日時 平成25年4月12日（金）
15時00分～16時05分

場所 教育委員会室

出席者

島津委員長	田崎教育次長
山本委員	豊島教育次長
金子委員	福山総務福利課長
大富委員	木場学校施設課長
玉川委員	原之園教職員課長
六反教育長	西川義務教育課長
	海江田参事兼高校教育課長
	吉田保健体育課長
	北園社会教育課長
	宇都文化財課長
	山下人権同和教育課長
	志戸総務福利課福利厚生監
	前田総務福利課企画監
	池田教職員課人事管理監
	寺園教職員課人事管理監
	山下床教職員課参事
	野田義務教育課生徒指導監
	月野高校教育課指導監
	山崎高校教育課参事
	福永高校教育課参事
	成田総務福利課長補佐

議決事項
件名

議決事項 件名	提案理由	審議の状況	採決の次第
議案第1号 教育長職務代理者の代理順序の指定について	教育次長の人事異動が行われたことに伴い、教育長職務代理者の代理順序を定めようとするものである。	特記事項なし	決定
議案第2号 鹿児島県指定文化財の指定について	文化財として、県民にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであり、これを保存し活用するため、鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定無形民俗文化財、鹿児島県指定史跡及び鹿児島県指定天然記念物に指定しようとするものである。	特記事項なし	決定
議案第3号 平成25年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について	平成25年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員を任命しようとするものである。	特記事項なし	決定

会 議 要 旨

1 開会

審議に先立って、平成25年4月1日付けの人事異動に伴う新任者を含めた事務局職員の紹介が行われた。

引き続き、会議録の作成について、教育長から推薦のあった総務福利課広報行政係主幹兼係長及び主査を作成者とする旨、委員長から指名があった。

2 会議の公開等について

教育長報告第3号及び議案第3号については、非公開で審議する旨、委員長から発議があり、全会一致で議決された。

3 平成24年度第12回教育委員会定例会会議録及び第4回教育委員会臨時会会議録の承認

承 認

4 教育長報告

報告第1号 鹿児島県立高等学校入学料の免除に関し特例を定める規則の一部を改正する規則の制定について

(総務福利課長) 東日本大震災により被災した生徒の入学料を免除する特例措置の免除期間を延長するため、鹿児島県立高等学校入学料の免除に関し特例を定める規則の一部を改正する規則について、教育長の臨時代理で制定したこと及びその内容等について説明。

(金子委員) 免除されるのは入学料だけか。

(総務福利課長) 入学検定料も免除される。

(金子委員) 授業料の免除は。

(総務福利課長) 専攻科を除く高校授業料は無償化となっている。
この専攻科の授業料は免除される。

報告第2号 高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(学校施設課長) 高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正等に伴い、高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、教育長の臨時代理により制定したこと及びその内容等について説明。

(委員長) 寄宿舍定員を増やすため、保護者に一時的に貸す部屋がなくなるなどのことだが、問題はないのか。

(学校施設課長) 保護者が一時的に滞在するための部屋だが、需要がなかったことから生徒に開放するという運用をしていたもので、今回実態に合わせた。

(委員長) これ以上増やす余地はないのか。

(学校施設課長) 過去に4人部屋を2人部屋に変更しており、2人部屋の運用としては上限である。

(山本委員) 現在の入寮者数は。

(学校施設課長) 64人。

(山本委員) 64人と満杯だが、希望があっても入れないという方がいるか。

(学校施設課長) 離島へき地からの希望者が、本年度11人で11人入寮，教育委員会が特に認める通学困難者の希望が17人で10人入寮しており，希望の方が多い状況である。

5 議事

議案第1号 教育長職務代理者の代理順序の指定について

(総務福利課長) 議案第1号は、平成25年4月の定期人事異動で教育次長の人事異動があり、鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則第46条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者の代理順序について、第1位職務代理者に田崎寛二教育次長を、第2位職務代理者に豊島真臣教育次長を定めようとするものである。

(委員長) 異議がないようなので、議案第1号は原案のとおり決定とする。

議案第2号 鹿児島県指定文化財の指定について

(文化財課長) 議案第2号は、県文化財保護審議会から、有形文化財「吉利郷惣絵図」他9件を鹿児島県指定文化財に指定することについて適当であるとの答申を得たので、指定しようとするものである。

(以下、指定文化財に指定しようとする文化財等の概要について説明が行われた。)

(山本委員) 岡崎古墳群の年代はいつのものか、また、インギー鶏は小学校

でも飼育されているが、現在の飼育羽数は何羽か。

(文化財課長) 岡崎古墳群は5世紀代である。

インギー鶏は、花峰小学校が保存会の12会員のうちの1つとなっているが、花峰小学校での飼育羽数は現在把握していない。

(山本委員) 南種子町全体では何羽いるのか。

(文化財課長) 今回の指定は、保存会(育種会)が飼っている88羽を天然記念物として指定しようとするものである。

(金子委員) 今回の文化財はすべて素晴らしいものだが、今まで申請されていなかったものなのか、申請していたが指定が今回になったのか。また、今後ほかにも文化財として適当なものがあるか。

(文化財課長) 毎年、文化財保護審議会の委員に調査を依頼し、指定しているが、調査を一度に実施することができないため、次年度送りとなるものも出ている。

(玉川委員) 文化財に指定されることのメリットは何か。

(文化財課長) 県指定文化財に指定されると、有形文化財は修理費用、無形民俗文化財では、例えば踊りの道具などの購入に対し県の補助が受けられる。

(大富委員) ミシマサワガニは管理者などがいないが、今後どのように守っていくのか。

(文化財課長) 天然記念物指定になると、県文化財保護条例で、文化財の保存に影響を与える行為については教育委員会の許可が必要となっている。

(金子委員) 今回、インギー鶏が指定されることによって、今後はインギー鶏を食せなくなるのか。

(文化財課長) 育種会が飼育している88羽については、文化財として指定され保護対象となるため食せないが、それ以外の「インギー地鶏」と呼ばれるものについては、これまでどおり食することができる。

(委員長) 県内には素晴らしい文化財がまだまだたくさんある。今後も是非成

果を挙げて保護を進めていただきたい。

(委員長) 異議がないようなので、議案第2号は原案のとおり決定とする。

6 その他

(1) 認定こども園の認定に係る協議に対する回答について

(学校施設課長) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、知事から教育委員会へ認定こども園の申請について協議があり、内容を審査をした結果、基準を満たしており、認定に当たり異議はないものとして、知事に回答した旨及び当該認定子ども園の概要について説明。

(委員長) 県内の待機児童はどれくらいいるのか。

(学校施設課長) 県内の保育所の待機児童はH24年4月1日現在で230人、うち鹿児島市が177人と聞いている。

(2) 平成25年度新規採用教職員等の概要について

(教職員課長) 平成24年度新規採用教職員等の概要と採用者数の内訳について説明。

(山本委員) 教育職員について、かつては養護教諭、栄養教諭等として各小学校教諭の中に短大卒も多かったが、現在の動向としてはどうか、また事務職員の上級・中級・初級の内訳はどのようになっているか。

(教職員課長) 短大卒もいるが4年制大卒が増加している。学校の事務職員は、中級職となっている。

(総務福利課長) 教育庁採用の5名の事務職員については、中級職4名、初級職1名となっている。

(山本委員) 教諭の中で短大卒はいるか。

(教職員課長) いる。

7 議事

議案第3号 平成25年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について
(非公開)

8 教育長報告
報告第3号 職員の懲戒処分について
(非公開)

9 閉会